

平成28年度 三島町健康講演会 生活習慣病予防への挑戦 ～なぜメタボ健診は重要か～

なぜメタボ健診なのか。生活習慣病はどう予防するのか。脳血管疾患、心血管疾患のリスクを減らすにはどうするか。

健診の制度改革を行い、全国健康増進に大きく貢献した元・厚生労働省健康局長の矢島鉄也さんを講師にお迎えして、全国状況の紹介、質疑応答を交えながらお話していただきます。

●日 時 5月30日(月)
午後1時30分～午後3時30分

●会 場 町民センター 大ホール

☎役場 町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

心の健康相談のお知らせ

●日 時 5月17日(火)
午後1時30分より

●場 所 福寿草

●内 容 臨床心理士による個別相談

※予約制になっていますので相談を希望される方は事前に保健師まで連絡をお願いします。

一人で悩んでいませんか?
☆仕事の悩み、子育て、不登校、引きこもり、いじめ、発達、夫婦・人間関係、うつ、精神疾患などの心に関わるお悩みに、臨床心理士がお話を伺い、具体的な対応について助言をいたします。ご本人が来られない場合は、ご家族等関係者の相談で構いません。一人で悩まず、一度心の健康相談を利用してみてください。秘密は厳守いたします。

☎役場 町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

平成28年度三島町空き家・住宅改修費等補助金（概要）

町では、移住・定住の促進、集落の維持・活性化、景観の保全等を図るため、空き家・住宅の改修費又は空き家の解体費を補助します。
※空き家とは、日常的に居住していない家屋であり、所有者等が日常的には居住せず年数回定期的に利用している場合も含まれます。

区 分	①空き家改修		②住宅改修	③空き家解体
	移住・定住	地域活動促進		
補助の対象	移住・定住に伴う町内に存する空き家の改修（5年以上の定住を伴う場合に限る）	地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の改修（5年間の利活用計画が策定されている場合に限る）	新たに世帯員の増加を伴い、かつ、5年以上定住するための町内に存する住宅の改修	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体（所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る）
補助対象者	①空き家の所有者（購入者の場合は売買契約書が必要） ②空き家の借主（所有者の同意・賃貸借契約書が必要） ③①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者	①住宅の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者	①空き家の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ③委任者（委任状が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者	
申請対象期間	住民票の移動日から2年間（移住者の場合、最初の住民票の移動日から2年間）（住民票の移動前に改修を行う場合にあつては、補助金の交付を受けた日から1年以内の入居を伴う場合に限る）			—
補助対象経費	①工事請負費 ②調査設計費 ③その他、町長が必要と認める経費	(対象外経費) ・家財処分費 ・補助金の交付決定前に着手した工事及び調査設計 ・蔵や倉庫、車庫等の付属構築物 ・解体の場合、空き家の一部利活用のための一部解体		
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内 (千円未満の端数切捨て) ①町外から住民票の移動を伴う移住者 ・上限150万円 ②町内で住民票の移動を伴う転居者 ・上限100万円	補助対象経費の3分の2以内 (千円未満の端数切捨て) ・上限100万円	補助対象経費の3分の2以内 (千円未満の端数切捨て) ・上限100万円	補助対象経費の3分の2以内 (千円未満の端数切捨て) ・上限75万円
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1申請者につき申請1回となること。 ・原則として、町内の事業者により改修又は解体を行うこと。 ・空き家・住宅改修の場合、改修後5年間は町への経過報告が必要となること（補助金返還となる場合あり）。 ・解体工事費の基準単価は、概ね15,000円/㎡が上限となること。 			

☎役場 地域政策課 地域政策係 ☎(48) 5533

